中華文化復興運動と「方言」問題（1966～1976）

——マスメディアの「方言番組制限」に至る過程を中心として——

菅野敦志

（要約）

近年の台湾は母語教育が実施される「多言語社会」としての様相を呈しているが，その前史には国民党政権による長年の国語推進政策があった．なかでも，1976年に施行され，その後のマスメディアにおける国語の優位性を確立したとされる「広播電視法」（「放送テレビ法」）の方言番組削減条項はその代表例といえるものであるが，マスメディアと言語政策をめぐる政策回顧においては，当時の台湾における文化的一元化を促進した「中華文化復興運動」との関わりで論じられる必要があるだろう．そこで本稿は，1960年代中期に開始された「中華文化復興運動」を糸口として，同運動において指向された文化的一元化が国家の統一言語としての「国語」の更なる普及，及びその優位性・正統性の確立にどのように貢献し，如何なるプロセスを経て「広播電視法」の方言番組削減規定を生み出すに至ったのかを明らかにする．

はじめに

1980年代以降の台湾社会において，「多元文化」を台湾社会の表徴概念として流通させる実践が行われて久しい[1]．しかし，戦後台湾における言語政策の「過去」と「現在」が実に相反した状況であったことは改めて指摘するまでもない．戦後の言語政策は主として国語イデオロギーに基づく国語推進政策によって進められ[2]，その「国語」（北京語）普及政策は，「方言」（閩南語・客家語[3]）抑圧政策であったとして長らく非難の対象となってきた[4]．国語の推進に際して，最も重要な文化装置として機能したのが学校教育機関であったが，その一方で，もう一つの主要な文化装置—マスメディア—も，国語推進の教育的任務を担うと同時に，言語的一元化を促進する重要な存在とされた．

そのマスメディアに課された言語的一元化は，主として「方言番組[5]」をめぐって進行したが，その骨頂が1976年1月の「広播電視法」（「放送テレビ法」）の施行であった．同法は，その後の台湾社会における言語的な衝突を引き起こす直接的原因となったことが指摘されているが[6]，それは，同法に明文化された「方言番組削減」の規定によるものであった．この規定は，戦後台湾における「国家」と「言語」の問題だけでなく，省籍間の構造的差別をもある意味で反映するものであったといえるが，本稿では，その「方言番組削減」の規定に至る国語の優位性と正統性の構築過程において，文化的一元化を促進した「中華文化復興運動」が果たした役割について提起したい．

「中華文化復興運動」は，1960年代中期以降の台湾における文化政策を方向付けた官製運動であった．「中原文化」に対する文化的一元化が指向された同運動においては，国家の統一言語で

ある「国語」の推進も主要工作の一つに数えられ，国語の更なる普及と，その社会的正統性の確立が図られた．中原文化の表徴であり，国家の象徴である統一言語による民族の団結促進は「中華文化の復興」に不可欠とされ，国語は更なる社会的優位性を確立していったが，また同時に，同運動による言語的一元化はマスメディアの言語政策にも影響を与える結果をもたらした．ここからも，1960年代後半以降の国語推進に付与された正統性が，マスメディアにおける国語の正統性構築に連鎖していくプロセスは，中華文化復興運動との関係性において考察される必要がある．

戦後台湾では，国語イデオロギーに基づく「国語至上主義」の風潮が優勢であったとされるが，本稿では，戦後台湾における「国語」の優位性の構築に中華文化復興運動が果たした役割を検討することで，その一側面に光を当ててみたい．国語の普及は戦後台湾における国家建設の重要な政策課題であったが，現在の台湾にみられるような多文化（多言語）尊重政策の前史を検討することは，戦後台湾の言語状況を理解し，また，その言語政策の「過去」と「現在」に横たわる，幾つもの歴史的分節点を探る上で重要な示唆を与えてくれるはずであろう．

第1節 戦後台湾の国語政策

1945年，台湾は50年間の日本統治を脱し，祖国「中国」へ復帰した．その「祖国転換」は自動的に「国語」の転換をもたらし，台湾人は日本語から中国語（北京語）への言語切り替えを経験した．新たな国語教育に際して「台湾省行政長官公署教育処」内に設置された「台湾省国語推進委員会[7]」が掲げていた当初の方針には，方言の比較学習による国語教育が政策の主要項目に含まれ，民族精神の復興と「国語」学習の便宜性をもたらす存在としての「方言」が重要視されていた[8]．しかし，2・28事件以降はその方針も次第に転換をみせ[9]，「奴化心理」の除去を理由に日本語が禁止されただけでなく，公共の場における方言使用までも禁止されるようになり[10]，また，国民党政権の台湾撤退後は国語推進の徹底化が図られるようになった．

「光復」当初の国語推進は主に学校教育を通じて進められたが，教材及び国語教員の不足により国語教育の徹底は困難を極めた．1950年代に入り，国民党の統治基盤が安定化するにつれ，国語政策も強化されていく．1956年には，各機関，学校及び公共の場所において国語の一律使用を唱える「説国語運動」が開始され，同年5月30日には省政府教育庁によって学校内での方言の使用が禁止され，方言を話した学生児童に対する罰則規定が設けられた[11]．そのような懲罰に加えて，方言による補助教学を必要としない「国語直接教学法[12]」が1954年から全省で開始されたことなどの複合的要因が功を奏し，学校教育における国語推進は順調な発展を遂げる．台湾における国語推進は目覚しい進展を遂げたとの一般的な認知のもと，1959年6月には台湾省国語推進委員会が改組され，7月1日から省政府教育庁内の組織として「国語推進委員会」が設置される．国語推進委員会が省政府教育庁内の組織となったことに伴い人員及び経費も大幅に縮小され[13]，戦後の国語運動はこの時点において一旦落ち着きをみせるのである．

ここで，戦後台湾における国語推進の成果を検討した場合，教育機関と一般社会との顕著な差

異が確認できると思われる．教育機関が文化的ヘゲモニー注入の中心機関であっただけに，学校での国語教育は方言使用に対する懲罰も相俟って順調な発展を遂げたが[14]，その一方で，新たな言語習得が能力的にも既に困難な状態にあった一般大衆に対し，社会的な通用言語である方言の使用を国語に完全に代替させることは，補習教育や諸他の懲罰をもってしても不可能であった．学校教育での成功が確認されたこともあって「台湾省国語推進委員会」はその規模が大幅に縮小されたものの，国語の普及は日常的な使用言語の転換となるまでには至らず，このことは，次第に「国語運動の停滞」を憂慮する声を生み出し，また，同時に「方言」が国語推進の障害物と見なす動きが次第に強まっていく[15]．やがて，そのような背景のもと，その後の台湾社会における文化的一元化を促進する「中華文化復興運動」が開始を見るのである．

第２節　中華文化復興運動の開始と文化復興委員会における言語観

中華文化復興運動は中国の文化大革命に呼応する運動として蒋介石によって 1966 年の 11 月に開始された[16]．その翌年，蒋介石が会長を兼任する「中華文化復興運動推進委員会[17]」（「文化復興委員会」と略称）が組織され，本格的な活動が全国的に始動する[18]．中華文化復興運動では，文化復興委員会会長の蒋介石が，「中華文化」を「三民主義」が体現する民族固有の優良文化であるとして，「倫理」，「民主」，「科学」の復興を定めた[19]．文化復興委員会の業務範囲は多岐に及んだが[20]，なかでも教育は「最重要推進部門」と定められ[21]，平行して国家の統一言語である「国語」の更なる推進が図られた．文化復興委員会の工作計画には「加強推行海内外国語運動」（国内外における国語運動の推進強化）が掲げられ，「民族の団結」を謳った国語推進政策は，中華文化の宣揚にとって重要な工作とされた[22]．

同運動の中心的画策機関は文化復興委員会であったが，同委員会の位置付け，及びその地位は構成される人員によって特殊なものであった．委員会の性質について蒋介石は，「文化復興委員会は社団法人でなければ財団法人でもない．それは，政府機関と民間団体を結合させ，文化復興運動に共同で尽力する社会運動機構である」と述べており[23]，その表面上の位置付けは単なる「社会団体」に過ぎなかったが[24]，実際にはその構成委員の多くを国民党の幹部が占め，しかも政府各省庁のトップが要職を兼任する[25]（会長は総統が兼任）という，通常の社会団体以上の権力を有する，いわば蒋介石の個人的権威に支えられた特権的組織であった．文化復興委員会はその曖昧な法的地位にも関わらず，蒋介石が会長を，また谷鳳翔（国民党中央党部秘書長）が秘書長を務めるという権威主義体制下で生まれた組織の特殊性ゆえに，国語推進のための執行機関としての教育部，及び国語推進委員会と連携・協調する存在であるばかりでなく，ある意味それらを超越した存在でもあったといえよう[26]．

そのような文化復興委員会の設立当初，委員会の全体会議で言語問題について初めて発言を行った本省籍の委員が蔡培火[27]であった．運動開始当時，総統府国策顧問を務める傍ら文化復興委員会の委員を務めていた蔡培火は，全体会議などで方言（閩南語・客家語）の必要性を常に主張し，1968 年の第 1 次全体委員会議では，国語を解さない人々が抱える問題を指摘し，次の

ような提起を行っている.

「…本案の工作項目第8項にある『加強推行海内外国語運動』（「国内外における国語推進運動の強化」）をもって各階層人士の国語国文の程度を向上させることに特に意見はございません. しかし，私が知る国内の同胞には国語国文が分からない者が多く，如何にして彼らに国語国文を理解させることができるかが計画に盛りこまれていないのです.（略）…文化復興運動を推進するにあたり，これらの国語国文を解さない人々を考慮し，彼らの協力を得る必要があり，また工作に参加させる機会を与えるべきです.（略）…これは台湾の問題だけではなく，将来大陸に戻った時に直面する大問題であります.共匪が思想麻酔を施し文字の改ざんを行っていることから，大陸同胞で国語国文を解さない人は台湾よりも更に多く，将来このような人々を指導する者は，公務室に坐って命令を下し，告示を書いて彼らを従わせようとするのではなく，直接家庭に人を派遣し，或いは彼らの生活の範囲内において啓発し，思想に影響を与え，中華文化を理解させる必要があるのです[28].」

この蔡培火の発言に対する審議は約3ヶ月後の第6次常務委員会議に持ち越されたが，結局は「保留」とされ，再び議題に上ることはなかった. そもそも，文化復興委員会において，このような日本語世代の人々を念頭に置いた発言を行う者は蔡培火ただ一人であった. 彼は，国語を一定レベル以上学ぶことが既に困難な年配者が中華文化復興運動の範疇からもれていることを憂い，その後の会議でもしばしば問題としている. だが，文化復興委員会において推進が必要と認められたのはあくまで国語の推進と国語を通じた中華文化の宣揚であり，方言を用いた中華文化の宣揚ではなかった.「光復」当初，方言は「民族精神を復興し，国語学習を補助する存在」として台湾省国語推進委員会によって重視されていたことは既に述べたが，「光復」から20年以上を経た後には，方言は反対に国語推進の障害として一般的に認識されるようになる. 実際に，文化復興委員会において示された「方言」に対する見解は，国策である「国語の推進」にとって有益でないとする否定的なものであった. 文化復興委員会が活動を開始した1960年後期以降は，国語運動の再推進が顕著に叫ばれた時期でもあり，文化復興委員会秘書長の谷鳳翔も，「統一言語としての国語の推進は，隔たりをなくし，相互理解を促進するものであって，全ての方言推進の主張はこの政策に相違するものであるから，提唱すべきではない[29]」との認識を示していた.

やがて，そのような「統一」を主軸に据えた言語観のもとで，文化的一元化を担った同運動は，成立後まもなく「国語運動が一時的な中断の様相を呈している」との認識のもと[30]，ある弁法の制定に至る. 運動開始から3年半後の1970年6月10日，文化復興委員会の12次常務委員会において，「為加強推行国語運動，融洽同胞情感，団結復国建国力量案」（以下，「加強推行国語運動案」と略称）が通過し[31]，その翌月に同案と同一内容である「加強推行国語弁法」が会長の蒋介石によって批准，同年11月26日に施行された[32]. この文化復興委員会による弁法の施行に際しては，中央及び各地方政府機関に向けた通達が教育部によって改めて行われていることからも[33]，当時の政府機構の中における文化復興委員会存在の位置付けが理解できよう. 文化復興委

員会によるこの「加強推行国語弁法」の施行によって国語推進の動きは高まりを見せるが[34]，この弁法の中で特に注目すべきは，「テレビ及びラジオ番組の内容を改善し，外国語と方言による番組を減らし，国語による番組の増加を規定する」とした，マスメディアに対する「方言番組削減」の規定であった．

第３節　「加強推行国語弁法」の施行と「方言番組」の削減

文化復興委員会による「加強推行国語弁法」で初めて明文化されたテレビ及びラジオにおける方言削減の規定は，1970 年当時の台湾社会において展開された方言番組をめぐる論争の大きさを物語るものであると同時に，その後法制化される放送関連法案で具体的に制定される「方言削減条項」の誕生を暗示させるものであった．

当時，マスメディアの管轄は行政院新聞局から設立されて間もない教育部文化局[35]（以下「文化局」と略称）に移行したばかりであった．中華文化復興運動の成立大会（1967 年）とほぼ同時期に設置され，同運動と一体の関係性にあった文化局の設立当時，台湾では急速にテレビが普及し続けていた．台湾テレビの開局によって初のテレビ放送が開始された 1962 年では，台湾全島のテレビ保有台数は 4,400 台に過ぎなかったが，「加強推行国語弁法」が公布された 1970 年には 977,393 台にまで増加していた[36]．1970 年当時の台湾の人口が 1400 万であったことを考えると，これは約 14 人に 1 台の普及率であり，単純計算すれば約 2，3 世帯に 1 台の割合でテレビが普及していたことになる．

一方で，ラジオやテレビ番組での方言使用は日常的であり，「方言」に対する当初の規制も，マスメディアにおいては相対的に穏健なものであった．それまで，言語政策にかかわる規定は，1963 年 10 月に公布された「広播及電視無線電台節目輔導準則」が唯一の指標であり，方言番組の比率に関しては，50 パーセントを超えないことだけが定められていた[37]．この規定からも明らかなように，マスメディアにおける「国語」と「方言」の対抗関係はそれほど意識されておらず，ラジオが主要な媒体として活用されていたときには，方言はむしろ政令伝達の重要な言語として認知されていた[38]．中華文化復興運動の開始当初も，テレビの言語使用をめぐる議論というよりも，むしろ「倫理建設」を中心とする番組内容の質的改善が中心的話題であった[39]．

だが，1969 年 10 月に中国テレビが開局し，台湾テレビの独占体制が崩れると，広告収入獲得のための競争が勃発する[40]．テレビにもたらされた競争原理は台湾民衆の需要を大きく反映し，広告争奪のための競争は閩南語番組の著しい増加を招いた．1969 年の方言番組の比率は台湾テレビが 12 パーセント，中国テレビが 9.86 パーセントであったのが，翌年の 70 年には 18.77 パーセント（台湾テレビ）と 16.82 パーセント（中国テレビ）へと激増する[41]．広告争奪戦による両テレビ局の「悪性競争」に世論は大きく反応し，競争開始後まもない 1970 年の春から夏にかけては，新聞誌上においてテレビ番組の改善を求める記事が連日のように掲載された[42]．

それまでにおいても，国語推進の停滞を憂慮する知識人によってマスメディアの方言番組禁止は幾度にも渡って叫ばれてきたが，この時点において，国語推進派による「方言番組禁止」の要

求は更に高潮していく．方言番組に対する批判の先鋒としては，立法委員による対政府批判とその圧力が挙げられるが[43]，国語政策の中断に対する鮮烈な批判を展開し，テレビでの方言番組の放送禁止を数度に渡って主張するそのような立法委員の圧力の下，方言削減規定を盛り込んだ「加強推行国語弁法」が文化復興委員会によって1970年11月に批准されると，文化局は方言番組規制の方向へその姿勢を固定化させる．

弁法の中の「方言と外国語の削減」は文化局の担当箇所とされ，やがて方言番組減少に向けた具体的な行動がとられ始める[44]．1971年6月，文化局はテレビ2局の責任者に対して方言番組の削減を要求[45]，その翌年の1972年12月には，文化局はテレビ3局に番組内容の検討を要求，「方言番組の時間を減少し，閩南語放送は1日1時間を超えないこと」とする通達は，文化局によって規定化されることとなる[46]．文化局による一連の処置によって方言番組は大きく減少し，方言番組の比率は，台湾テレビが13.80パーセント（1972年）から9.60パーセント（1973年），中国テレビが14.22パーセント（1972年）から9.99パーセント（1973年）となった[47]．

その後文化局は1973年8月に廃止され，マスメディアの管轄業務は文化局から以前の新聞局へと戻される[48]．また，文化局によって作成された「広播法」（「放送法」）草案は，新聞局で再度検討されるのだが，やがて1976年に制定される「広播電視法」において方言番組制限は明確に規定されることになる．

第4節 「方言番組」の是非と立法委員による圧力

1970年から繰り広げられたテレビ番組の改善をめぐる論争は，1963年のテレビ放送開始以来初めて巻き起こった広範囲かつ大規模な論争であった[49]．なかでも，方言番組をめぐって繰り広げられた立法委員の対政府批判は新聞紙上でも大々的に紹介され，そこでは「暴力」，「色情」，「神仙や妖怪」が蔓延する番組内容の質的改善と共に，「方言番組」（布袋戯や歌仔戯，閩南語の連続ドラマ等）存在の是非自体が争点となった．その方言番組の是非をめぐる議論では，番組の内容に限らず，方言番組の存在が国策である国語推進を阻害するか否か，という点が大きく争われた[50]．

立法院では幾人かの立法委員が方言番組を削減もしくは禁止するよう求めていたが，大方のマスメディアが示した反応は極めて異なるものであった．例えば，連合報は論争開始直後である1970年6月6日に次のような社説を掲載している．

「（略）…我々は，方言番組の問題が国語推進運動と全く無関係であると考えてはいないが，また同様に，方言番組の存在が国語の普及に対して影響を及ぼすとも言いかねるのである．言い換えれば，テレビの方言番組が即座に取り消されたからといって，人々が皆すぐさま国語を話すようになるという保証はどこにもないのである．実際に，現在中年以下の本省籍民衆のほとんどは国語を聞いて話すことができることから，テレビに方言番組があったところで日常の国語使用を阻害するものとはなり得ないだろうし，それに，国語を聞くことも話すこともでき

ない少数の老年観衆に方言番組を視聴させること自体，国語の推進にとってはなんら障害とはならないはずである．それに，外省籍の観衆が方言番組を通じて閩南語を学ぶのも（我々が知るところでは多くの外省籍の観衆も方言番組を好んで観ている）また良いことであろう[51]．」

ここでは，方言番組に対して寛容な態度が示されているだけでなく，方言番組が台湾社会の省籍間の隔絶解消にプラスに働くことも示唆されており，マスメディアにおける国語と方言の共存関係が肯定的に捉えられていたといえよう．だが，連合報の社説に見られたこのような方言番組容認論とは反対に，立法院では方言番組削減を求める立法委員によって政府（とりわけマスメディアの管理を担う文化局）が糾弾され続けた．

そのような方言番組削減（あるいはその全面禁止）を主張する立法委員のなかでも，とりわけ穆超[52]の発言と影響力には多大なものがあった．立法院での審議だけでなく，自身の発行する雑誌[53]で国語推進とテレビ番組の完全国語化を精力的に主張する穆超は，「国策である国語推進が国家の近代化にとっての最優先課題」との考えに立脚しており，また，その言語観は「国語イデオロギー」に依拠するものであった．これは，国語の普及を推進する傍ら閩南語の有効活用を提唱する蔡培火の言語観とは完全な対立軸に位置していたといえよう．例えば，穆超は1970年4月の立法院において，閩南語の注音符号が中華文化復興運動の一環として組み込まれるよう苦心する蔡培火の主張を取り上げつつ，次のような政府批判も行っている．

「（略）…最近，国民党十期二中全会において評議委員の蔡培火氏が，『普及閩南語注音符号，以利宣伝政令，復興中華文化案[54]』（『政令宣伝のため閩南語注音符号を普及させ，中華文化を復興する案』）を提出されました．この提案は，国語の推進に背くものであるといえますが，しかし，この忠貞愛国なる蔡委員は，なぜこのような議案を提出されたのでしょうか．それは，政府が確固とした国語政策を持たないことによるのです．もし，国語推進政策が確かなものであれば，この提案は提出されるに至らなかったでしょう[55]．」

穆超は，政府による徹底した国語政策の欠如が，未だ方言を政令通達のための暫定的工具として使用する必要を生んでいると主張した．蔡培火に対する個人攻撃としてではなく，政府の責任に転化させて逆に圧力を加えるこのような手法は常用され，立法院で教育委員会が開催される度に政府は攻撃の対象となった．1970年春以降繰り広げられた方言番組をめぐる論争も，上記の発言の二ヵ月後に開かれた6月4日の立法院教育委員会において穆超を始めとする立法委員が行った教育部長及び文化局長に対する質疑がきっかけとなっており，その後も彼は立法院において幾度となくマスメディアの方言番組の完全禁止を主張していく．

当時中央党部第四組の主任であった陳裕清は，新聞文化政策における政府の工作指針として「中華文化復興運動の推進」を第一とすることを述べていたが[56]，国語推進を中華文化の復興作業と一体化させる傾向が強まる中で[57]，政府に対する批判や圧力は，国民党当局による「中華文化復興」政策とセットで展開されるようになる．そのような状況下において，台湾・中国両テ

レビ局によるテレビ番組の「台湾語化」[58]は，国策である国語推進に反してテレビ局が「台湾語」を推進しているとして，「中華文化復興運動に対する一大風刺」[59]と揶揄されることとなる．

このような風刺に対して文化復興委員会も即座に反応を示し，テレビ番組をめぐるその論争勃発直後の1970年6月10日には，文化復興委員会の常務委員会において「加強推行国語運動案」が通過，その翌月に方言番組削減を盛り込んだ「加強推行国語弁法」が批准，同年11月26日に施行されたのである．方言番組が中華文化復興の国策に反するとしたこの論調は次第に強まり，また，穆超の主張も更にエスカレートしていくこととなる．1971年3月に開かれた立法院の会議でも，穆超は方言番組の全面禁止を訴え，次のような発言を行っている（下線部は筆者）．

「(略)…テレビ放送の方言番組は，国語がわからない多くの人々のために設けられた過渡期の臨時処置に過ぎません．台湾は光復して25年以上経ち，台湾同胞の多くは既に国語を話せるようになったのですから，テレビ放送の方言番組はもう完全に廃止して良いでしょう．テレビ放送の中に方言番組があるために，政府が未だに方言を推進し，国語の普及と推進に対する決意がみられないとの誤解を与えるのです．(略)…テレビ放送の方言番組は，多くの言葉が俗っぽく，趣味が低級であり，青少年には精神的にも，また品格・徳性の修養という点においても悪い影響を与えます．(略)…他国では，テレビ放送は国語や教育の推進に使用されますが，われわれはテレビ放送で方言を推進し，低級な趣味を広めているのです．これは教育の目的に反しているのではないでしょうか．(略)…方言は全て後れたものであり，方言を捨て去ることは何も惜しくないのです．われわれの国語は，全世界の5分の1の人口が話す言語です．なぜごく少数の人間が話す方言に固執する必要があるのでしょうか[60]．」

完全な文字表記が不可能であることを根拠に，方言を全て「後れた言語」と断定し[61]，方言の放棄を主張する穆超の言説基軸は，「国語／方言」を「進歩／遅滞」とする，進歩主義に裏打ちされた国語イデオロギーであった．精緻的かつ進歩的な「国語」と，その対比として，粗雑で遅れた存在として描出される「方言」の図式は，戦後台湾における言語問題の中核部分に内在化されていたともいえるが，穆超を筆頭とするこのような立法委員による圧力は，中華文化復興運動がもたらした一元的国家文化への強制力という相乗効果も相俟って，国語の優位性と正統性の確立に貢献していったといえよう．

第5節 蔡培火による「方言」擁護——「中華文化復興運動補助言語化」の提唱

一方で，国語による言語統一と方言放棄を主張する穆超とは対称的に，蔡培火は方言擁護を主張し続けた．戦後一貫して「閩南語注音符号」の普及を提唱し続けた彼は，中華文化復興運動の開始に伴い，1970年には閩南語注音符号を同運動で採用するよう国民党中央に対し二度に渡って建議している．この蔡培火の主張は「国語を解さない多くの国民のため，従来の国語推進政策と並行して閩南語注音符号を普及させることは，国民の団結を促進するだけでなく国語の普及に

とっても役立つ」，というものであったが，1970 年 1 月の一度目の建議が穆超による批判に晒されたように，方言を国語推進の妨げと見なす傾向が強まる当時の状況において，その主張は容易に受け入れられるものではなかった[62]．

蔡培火はその後も同様の建議を繰り返し行い，文化復興委員会においても閩南語の有効活用を主張し続けた．その文化復興委員会においては，方言の「中華文化復興運動補助言語化」を提唱，方言を同運動の補助言語として採用するよう主張した．例えば，1974 年 11 月に行われた文化復興委員会第 7 次全体委員会議では，蔡培火は「中華文化復興運動 65 年度推行重点工作計画」に盛り込まれた「公衆集会発言尽可能用国語」（「公衆の集会での発言は可能な限り国語を使用する」）の規定に対して次のように発言している．

「工作計画第 2 項の 5 番目にある『公衆集会発言尽可能用国語』はとても良い構想で，都市部で実施する分には問題もないでしょう．しかし，農村での実施については困難が伴うと思われます．現在，学童の就学率は高いものの，年齢が比較的上の台籍同胞の多くは未だ国語を解しません．蒋院長（引用者注—1974 年当時，蒋経国は行政院長）も，農村を訪問された際に，50 歳以上の者の多くが国語を理解していないことをお気づきになり，政令を通知する際に閩南語を補助として採用する必要があることを感じられたそうです．実際，30 歳以上の者の多くは国語をあまりよく解しませんし，特に 40 歳以上の人は社会の中堅層に属するだけに，国語が話せない事実を無視することは，専門的な知識を擁する多くの者を捨て去ろうとせんばかりであります．（略）…中華文化の復興の推進は，農村と学校で熱烈さに欠けております．この運動は本来全民運動でありますが，工作方向は往々にして知識人及び都市にしか向けられておらず，農村が軽視されております．より多くが基層工作に従事すべきであり，特に国語が解らない群衆に対して推進すべきです[63]．」

この蔡培火の発言は，当時の台湾社会における言語状況および中華文化復興運動の進展状況をよく表しているといえるが，これに対しては，まず倪文亜（当時立法院長）が，「工作計画に示された国語の推進」は，未だ手続きが継続中の事項であり，これは国語の使用を奨励するという立場から，国語を「出来る限り使用する」ということであり，この事実を踏まえた上で蔡委員の意見を尊重し当該案の採決が行われるべき，と述べた[64]．陳立夫も「我が国は方言の種類が多く，台湾地区だけでも閩南語の他客家語がある」ことから，政府の基層工作人員も「国語だけでなく，閩南語或いは客家語が理解できる必要がある」としつつ，その蔡培火の「愛国情意」による提案も，「文字による表現は用いない」が，「執行時において柔軟に運用すべきである」と述べるに止まった[65]．

だが，蔡培火はその約半年後にも，再び同じ提言を行っている．彼は，国語を解さない台湾籍の同胞に対して「民族文化遺産の価値」を伝えるため，これまで幾度も「方言」を中華文化復興運動の「補助言語」とするよう提案してきたにも関わらず酌量の動きが見られないとして，文化復興委員会の常務委員会で検討するよう申し立てた[66]．その議題の審議は翌月の常務委員会に持

ち越されたが，最終的に常務委員会議で達した結論は「蔡委員の愛国愛郷の精神には敬服する」としながらも，現行の言語（国語）が使用されるべきで再度検討の必要はなしとされた[67]．文化復興委員会で蔡培火の主張に同調する者は皆無であり，国語を解さない日本語世代の本省人に対する中華文化の宣揚を理由に蔡培火が幾度にも渡って主張し続けた方言の「中華文化復興運動補助言語案」[68]は，文化復興委員会において既に当初から「不採用」とされた[69]．テレビでは蒋国経の意向により，農民向けの番組での方言放送が新たに実施されたものの[70]，方言は公的な場所において縮小されるべき存在であった．

第６節 「広播電視法」の制定へ

やがて，中華文化復興運動開始以降強化されていった文化的・言語的一元化の風潮の中で，方言に対する削減規定は，「加強推行国語弁法」の「弁法」としての一文から，「広播電視法」第20条としての明確な「方言削減条項」の法制化へと展開していく．台湾における放送関連法案の法制化作業は1965年に遡るが[71]，その草案作成は，新聞局（「電化伝播事業法」）から文化局（「広播法」）へ移管された後，文化局の廃止により再度新聞局に戻され，最終的に新聞局によって検討，作成された「広播電視法」草案が1975年に完成，1975年4月に立法院に審議のため送られた．

この広播電視法の法案化過程[72]においても，放送使用言語を規定する第20条が最も議論された条文であった．そもそも，文化局が完成させた「広播法」の中の放送使用言語に関する条文は，第23条の「放送局は国内向けの放送に対し，その放送言語には国語を主とすること．その他の言語及び方言の比率は，実際の需要に則して主管機関が他に之を定める」というものであり，方言削減を定める具体的な記述はなかった[73]．また，「広播法」を元に作成された新聞局の「広播電視法」の第20条（草案では第21条）においても，草案の段階では，「放送局は国内向けの放送使用言語には国語を主とし，その占める比率は新聞局が実際の需要に則して之を定める」として，文化局の作成した条文とほぼ同様であった．

だが，方言番組はそのピーク時といえた1970年に比べ減少していたものの，上述したような草案の条文内容は，国語推進派の立法委員による激しい非難に晒された．とりわけ，穆超を筆頭とした国語推進派委員は立法院での審議において，放送言語の方言使用制限に関する明確な規定を盛り込むことを主張，二度に渡って修正案が提出された[74]．第20条の審議としては最後となった1975年11月18日の第15次院会討論では，先住民族出身の委員からも「現時点の方言番組には閩南語しかない」ことが不平等であると指摘され，全国民の共通言語である国語放送へ統一させるため，将来的な「方言番組の全面放送禁止」を具体的に明記するよう提案がなされた[75]．これに対して，「国語が分からない本省籍老人のために方言放送を存続させるべき」，と主張する他の委員の意見との折衷案として，「1986年元旦以降方言放送を行わない」とする，方言番組の放送禁止に具体的な期日を設けることもある委員から提言されたが，その一文が1986年までの方言番組存続「合法化」の根拠となることを嫌った穆超による反対を受け，採択されな

かった[76]．

やがて，その広播電視法は 1975 年 12 月に立法院を通過，1976 年 1 月に施行され，その後の台湾のテレビ放送における国語の優位性は同法の施行によって確立されることとなる[77]．草案の段階では，「放送局は国内向けの放送使用言語には国語を主とし，その占める比率は新聞局が実際の需要に則して之を定める」となっていた第 20 条も，立法院における審議を通じて最終的には穆超の提案による条文案が採択され，「方言は逐年減少させること」の一文が国策である国語運動推進のため付け加えられた[78]．それにより，第 20 条は「放送局は国内向けの放送使用言語には国語を主とすべきとし，方言は逐年減少させること．その占める比率は，新聞局が実際の需要に則して之を定める」となり，ついに完成をみたのである．

また，その他の方言放送削減規定に関しては，「広播電視法施行細則」（「放送テレビ法施行細則」）第 19 条で，「テレビ局の国語放送の比率は 70 パーセントを下ってはならない」との具体的な規定が明記されたものの[79]，しかしながら実際にはその規定を下回る，「方言番組は一日一時間」とする取り決めが遵守された[80]．

第 20 条の方言番組制限条項をめぐっては，本省籍委員からも方言番組の全面禁止，もしくは段階的な禁止処置が主張されたように[81]，方言番組は「国語ができない本省籍老人のための暫定的な救済処置」という位置付けによって，縮小されることを余儀なくされていたといえよう．また，1975 年当時の国語に対する社会的優位性を方言番組論争が勃発した 1970 年との比較で論じるとするならば，1970 年に開始された論争ではテレビにおける方言使用の是非をめぐって活発な議論が展開されたものの，対する 1975 年の立法院での審議過程において世論の反応及び反対が全く見受けられなかったことは[82]，以前に比べ，台湾社会における国語の優位性が既に確立していたことを顕著に示すものであったといえるだろう．

多くの立法委員が例として挙げていたように，他国のマスメディアとの比較においても，単一言語によって放送言語を統一することは国家の政策としては極めて自然な処置であり，近代化建設を推し進める国家にとって国語放送の一元化を指向することは当然の帰結と考えられる傾向にあった[83]．だが，国語放送の一律化を主張する穆超が有していた言語観は過度な国語ショービニズムによるものであり，国語運動の中心的存在であった何容も，穆超が主張していた「方言は後れた言語」との認識を批判していたように[84]，偏見を伴ったその「国語による民族の団結と近代化の推進」の主張が「大中国意識」に立脚するものとして非難の的となったことは当然であった．

しかし，政権による支援を受けた中国語文学会[85]が発行する雑誌『中国語文』には，「方言」を「国語推進の障害」と見なすだけでなく，方言使用自体が文明に反する「悪しき習慣」とする文章，及び論文等が頻繁に掲載されるなど[86]，当時の政権側に立つ人々が少なからず有していた言語観が穆超のそれと程度の差はあれ類似していたこと，或いは影響を受けていたことは否めないだろう[87]．そもそも，「統一言語」の普及は民族の団結を促進するための基礎を築くとしてその正統性が付与されていたが，推進過程において，「優劣」に基づく価値判断が台湾社会の言語的な二重構造に対して下されたことは，省籍間のみならず，世代間の断絶をも創出した要因の一

つと考えられるだけに[88]，この点に関しては戦後台湾の言語状況を考える上で非常に重要であるだけでなく，今後更なる検証が必要になってくると思われる．

結びに代えて

最後に，文化復興委員会における蔡培火のその後の発言と，それに対する他の委員の反応を紹介したうえで括りとしたい．

「広播電視法」施行から2年が過ぎた1978年，文化復興委員会第9次全体委員会議の中で，蔡培火は「中華文化復興運動及び三民主義の発揚は皆，全面的な活動であり，国語を未だ解さない国人に対し，如何にそれを理解させるべきかについても目を向けるべき」として，中華文化復興運動における方言の「補助言語化」を再び訴えた[89]．続いてその翌年の第10次全体委員会議でも蔡培火は同様の陳述を行い，「中華文化の宣揚」という明確な目的を「条件」として提示したうえで，同運動における使用言語を「国語」と「方言」とする，「二重方式」の採用を求めた[90]．これに対しては，文化復興委員会の副会長であった陳立夫が唯一次のような返答を行っている．

> 「蔡委員は閩南語をもって中華文化を高揚することを力説されており，このような努力と弛まぬ精神は人を敬服させるものであります．ただ，言語は民族感情を団結させる重要な要素の一つであります．政府は方言の使用を決して禁止してはおりませんが，一つの国家が統一の言語を使用することは，弊害よりも，利益の方がむしろ多いはずでございましょう[91]．」

全民運動として開始した中華文化復興運動で，蔡培火は多くの日本語世代の台湾住民が同運動の範疇から漏れていることを問題視し，方言の使用が特に農村地区での「中華文化」の宣揚に必要であることを説いた．しかし，「方言」は「弊害」を生む存在として，また，中華文化の復興も「国語」によってのみ推進可能との認識が示されたのである．

以上，これまで行ってきた考察を通じて，国民党政権下の台湾における「国語」推進政策のなかでも，1960年代中期以降の言語政策に中華文化復興運動が与えた影響について以下のような点が確認できるのではないかと思われる．

台湾における「国家建設」という側面からみた場合，中華文化復興運動が促進した文化的一元化の強力な展開は，国語推進の国策上の意義を強化し，「国語政策の正統性」を補強する役割を果たしたといえる．とりわけ，文化復興委員会による「加強推行国語弁法」でマスメディアに対する方言削減規定が初めて明文化されたことは，その当時の方言番組の減少に直接的に結びついただけでなく，後の「広播電視法」の方言削減規定誕生をも暗示させるものであった．そして，同運動によって正当化されていったそのような言語的一元化の風潮は，「広播電視法」第20条誕生の伏線となり，マスメディアにおける国語の優位性の確立にも貢献していったのである．

蔡培火による「中華文化復興運動補助言語案」も「国策である国語推進と相容れない」と見な

されたように，「国家優先」の方針によって打ち出された言語政策において，公共の場における方言使用は民族の団結を阻害するとして方言使用に対する制限は正当化され，その論理は，「一国家・一民族・一言語」とする国民国家の法則に依拠していた．

文化的一元化を促進した中華文化復興運動は，「方言の活用による内部団結」の主張よりも「国語による民族団結」の主張を第一とさせたが，同運動の展開によって，当時の台湾における多元的な言語空間の拡大がますます困難なものとなっていったことは戦後台湾の言語政策を考える際に重要なポイントとなろう．それは，権威主義体制下という，多元的な言語政策が許容され難い環境にあって，穆超に代表されたような国語イデオロギーに基づく国語推進の主張や，「優劣」の価値判断を包含した言語的な序列が省籍間の構造的矛盾と重ねて投影されたところに，戦後台湾の言語問題の核心が潜んでいるからなのである．

この点に関しては，李壬癸による次のような文章がこのことを最も端的に物語っているといえよう．

「『国語の推進は国家の団結と進歩のため』（何容）とはいうものの，過去数十年来の国民政府のやり方は統治の目的を達成するためなら手段を選ばなかったといえる．多くの方言制限や言語に対する施策は，憤りと恨み，そして不満の感情を生み出しただけで，全国人民の団結に助けとならなかったばかりか，統治者からの屈辱を受けたと感じさせることになり，お互いが心を開いてつきあうことを難しくしたのである．このような政権，及び政策をめぐっては，痛切に検討がなされるべきであり，そのうえで，時機にかなった必要な調整が行われなければならない[92]．」

戒厳令解除後の1993年に，「広播電視法」は改定され[93]，マスメディアにおける方言番組の比率は格段に増加した[94]．民主化後の言語再編成のプロセスにおける「台湾語」の復権過程は，「国語」中心主義を基調とした，民主化前の言語政策に対する反駁としての様相を呈してきただけに[95]，このような「国語」—「方言」関係の歴史的経緯は，依然として検討の必要な課題であると思われる．

注

1) たとえば，2000年夏からは初等教育の段階で「郷土言語教育」と称した各エスニック・グループ（「族群」）の母語教育が実施されるなど，言語政策面でも社会的重層性の価値尊重が基調とされている．
2) 戦後初期の言語政策をめぐっては何義麟の論文が詳しい．何義麟「『国語』の転換をめぐる台湾人エスニシティの政治化」『日本台湾学会報』第1号，1999年5月，92–107頁．
3) 戒厳令解除以前の台湾において，通常使用される「方言」とは主として中国大陸にその起源が求められる閩南語・客家語に限定され，先住民族の言葉は「山地語」として区別されていた．よって，本稿において使用する「方言」とは閩南語・客家語のことを指すが，両者同様，被抑圧の対象とされてきた言語に先住民族の諸言語が含まれることは言うまでもない．
4) 黄宣範「近五十年台湾語言政策的変遷」，張炎憲・陳美蓉・黎中光編『台湾近百年史論文集』台北，財

団法人呉三連台湾史料基金会，1996年，36-38頁.

5) 現在では閩南語以外の言語による放送も行われているが，戦後の台湾で「方言番組」は通常において「閩南語放送」であったことから，本稿で使用される「方言番組」とは閩南語による番組のことを指す.

6) 黄宣範『語言，社会与族群意識——台湾語言社会学的研究』台北，文鶴出版有限公司，1993年，359頁.

7) 台湾省国語推進委員会は，台湾の国語推進の指導機関として，教育部国語推進委員会の常務委員である魏建功と専任委員の何容が中国大陸から引き連れてきた一部の職員を中心に1946年4月2日に設置された．この委員会は1959年7月1日に廃止（その後は省政府教育庁内に新たな国語推進委員会が設置）されるまで，13年3ヶ月にわたり存続した．方師鐸『五十年来中国国語運動史』台北，国語日報社，1964年，143頁.

8) 詳しくは，何容，斉鉄恨，王炬編『台湾省教育叢刊之四　台湾之国語運動』台北，台湾省政府教育庁，1948年を参照のこと.

9) 何義麟，前掲論文，103頁.

10) 曹逢甫『族群語言政策　海峡両岸的比較』台北，文鶴出版有限公司，1997年，57頁.

11) 黄宣範，前掲書，106頁.

12) 「直接教学法」とは，小学校の1年次課程開始の12週間前に事前に注音符号と基本会話を学習することで，学期開始後ただちに注音符号を用いた学習を可能とする教学法のことである．そもそもこの教学法は，国語実験小学校における教学法改善の実験結果をもとに台湾省国語推進委員会が出版した『小学国語教材問題』の中で取り上げられ，それが1952年の中国教育学会年会における当委員会の報告により教育行政当局の注目を集め，1954年から全省の国民学校で1954年から実施されたものである．方師鐸，前掲書，158頁．張博宇主編『慶祝台湾光復四十週年　台湾地区国語推行資料彙編（中）』台中，台湾省政府教育庁，1988年，449頁.

13) 方師鐸，前掲書，158頁.

14) 例えば，国語演説大会は，光復後の1946年10月からほぼ毎年開催されてきたが，1965年12月20日には大会名称をそれまでの「国語演講競賽大会」から，新たに「台湾省第一回国語文競賽大会」と変更，「作文」と「書法」が大会の項目に追加された．このことは，学校教育での国語教育が，「読み」「書き」双方において順調な発展を遂げていた当時の状況を明確に反映したものであったといえよう.

15) 例えば，方言を国語推進の障害物と見なす傾向は，学生の国語作文に対する方言の悪影響を論じた，ある中学の国語教師の文章にも見受けることが出来る.

「（略）…この数年，私は学生に対して国語を話すよう一貫して呼びかけており，特に本省の学生に対してはより強く働きかけているが，目下の雰囲気のもとでその効果は微々たるものである．私が特に本省の生徒にこのような要求をするのは，本省の方言と国語の間における構造の違いが非常に大きいことによるものであり，もし積極的に国語を用いなければ，作文能力の発展は永遠に期待できないであろう．（略）…台湾光復後21年を経た現在，国文，作文の程度は非常に低い水準に再び転落している．今にちにおいて，我々は自己の文化を発揚する必要性を再び説いているが，それでは，我々はなぜ一歩進んで国語の推進を図り，一切の言語学習にとって妨げとなる方言の習慣を正そうとしないのであろうか.」黄守誠「応該進一歩加強推行国語」『中国語文』第19巻第3期，1966年9月，10頁.

16) 1966年11月12日，台北市郊外にある陽明山に孫文生誕100年を記念して建てられた中山楼中華文化堂の落成時において，蒋介石は「中山楼中華文化堂落成記念文」を発表した．蒋介石は，各界の有力者から成る大勢の聴衆に対して，「復興基地としての今にちの台湾省は，中華文物の唯一の宝庫となるべく，人民の富のため中華民族の文化を発揚しなければならない」と呼びかけ，三民主義と中華文化の不可分の関係性を示唆した上で，大陸の文化大革命で破壊されつつある中華文化の保全と発揚に関して緊急に対処すべき必要性があることに言及した．その蒋介石の呼びかけに対し，式典の出席者を中心とした各界の人士を中心とする1500人以上の署名をもとに，孫文の生誕日である11月12

日は「中華文化復興節」と制定され，蒋介石が提唱した「中華文化の保全と発揚」の必要性に答えるべく，直ちに準備委員会が発足し，「中華文化復興運動」（Chinese Cultural Renaissance Movement）が誕生した．蒋介石「中山楼中華文化堂落成記念文」1966 年 11 月 12 日，屠義方編『総統　蒋公倡導中華文化復興運動十週年紀念専輯』台北，中華文化復興運動推行委員会，1978 年，15–16 頁．

17）文化復興委員会は，1991 年 3 月に李登輝総統（当時）によって「中華文化復興総会」に改組されるまで，23 年間 8ヶ月に渡って存続した．

18）「中華文化復興運動推行委員会組織章程」の第二章には，委員会の「任務」として以下の点が挙げられている．

1. 民族文化の研究を提唱し，倫理，民主，科学を本質とする各文化建設の創造並びに推進する．
2. 公立・私立の文化学術研究機構に思想面・学術面から中華伝統優良文化の宣揚を奨励する．
3. 民族精神教育の推進に助力し，民族の知を増進し，民族道徳を発揚し，正義に満ちた民族の人格を盛んにする．
4. 国民生活の規範を推進し，国民生活教育を強め，並びに文物章典と儀礼制度を研究，立案する．
5. 大陸及び海外に討毛救国連合陣を拡大し，毛共匪が中華文化固有の文化を破壊する罪悪を根絶する．

「中華文化復興運動推行委員会組織章程」『中華文化復興運動推行委員会法規彙編』台北，中華文化復興運動推行委員会秘書処，1988 年，1 頁．

19）蒋介石は，「倫理」，「民主」，「科学」の三者それぞれが三民主義の「民族」「民権」「民生」に相当する概念であると示唆した．それは，中華文化の正統継承者である国父・孫文によって発明された三民主義は，正統後継者である蒋介石によってのみ継承可能であり，また，中華文化が発揚され得るとした国民党の「道統」論理に依拠していた．

20）「中華文化復興運動推行綱要」には「推進要項」として 15 項目が示された．この中で，文化活動に直接関係する 10 項目とその要点は次の通りである．1. 教育と家庭倫理の唱導と実践，2. 古典の整理と出版，3. 倫理・民主・科学の新文芸運動の展開，4. 現代的な運動場及び上演展示場の建設，5. マスメディアによる文化復興と善良風俗の宣伝，6. 四維八徳新生活運動の推進，7. 観光事業の発展と歴史文物の保存，8. 海外華僑の教育と刊行物に対する指導，9. 国外の文化人士及び機関に対する連絡，10. 民間の文化事業助成を奨励．15 項目の内，最後の 5 項目は共産党に対する「文化作戦」項目であるが，ここでは文化政策に関係する 10 項目の要約を掲載する．前掲書，『中華文化復興運動推行委員会法規彙編』50–52 頁．

21）その一例として，同運動開始直後に始まった 9 年一貫制義務教育の実施準備が挙げられる．文化復興運動以後，学校教育では倫理・道徳教育がそれまで以上に重視されるようになる．

22）中華文化復興運動推行委員会秘書処編『中華文化復興運動的実践与展望』台北，中華文化復興運動推行委員会秘書処，1975 年，86 頁．

23）谷鳳翔『文化論叢』（文化叢刊 1）台北，中華文化復興月刊社，1977 年，7 頁．

24）陳立夫は 1970 年にアメリカから台湾に戻った後，蒋介石の要請を受けて文化復興委員会の副会長に就任したが，台湾における官僚職を拒んだ陳も回想録の中で文化復興委員会が「官」の組織でないことを理由に副会長就任を引き受けたことを述べている．陳立夫『成敗之鑑』台北，正中書局，1994 年，400 頁．

25）文化復興委員会の発足当時の構成メンバーは次の通りであった．「秘書長」：谷鳳翔（中国国民党中央党部秘書長），「副秘書長」：謝然之（中国国民党中央党部副秘書長），陳裕清（中国国民党中央党部第四組主任），胡一貫（青年反共救国団顧問），「国民生活補導委員会」，召集人：詹純鑑（中国国民党中央党部第五組主任）執行秘書：楊志鞏（中国国民党中央党部第五組総幹事），「文芸研究促進委員会」召集人：陳裕清（中国国民党中央党部第四組主任），執行秘書：尹雪曼（教育部文化局第二処処長），「学術研究出版促進委員会」召集人：王雲五（総統府資政・台湾商務印書館董事長），執行秘書：王寿

南（国立政治大学教授），「教育改革促進委員会」召集人：閻振興（教育部部長），執行秘書：朱匯森（教育部社会教育司司長），「基金委員会」召集人:徐柏園（中国国民党中央党部財務委員会主任委員），執行秘書：虞克裕（中国国民党中央党部財務委員会秘書），王寿南「論中華文化復興運動推行委員会的組織与工作」『第二届討論会 中華民国史専題論文集』国史館，新店，1993年，224頁.

26) 例えば，中華民国成立以来初の全国文化事業統括機関として誕生した教育部文化局（1967年11月～1973年8月）の局長であった王洪鈞も，同局（特に「一般文化工作」管轄の第一処）の成立と運営に際して，文化復興委員会による指導と協力が救国団（中国青年反共救国団）と並んで最も多かったことを述べている．王洪鈞「文化局的第一年」『中華文化復興月刊』第1巻第8期，1968年11月，34頁.

27) 蔡培火（1889～1983）は台湾の雲林県北港鎮に生まれ，字を峰山という．日本統治下の台湾における民族運動の指導的役割を担い，雑誌『台湾青年』の発行及び台湾議会設置運動などにおいて活躍した．台湾の中華民国復帰後の1946年に国民党入党，1948年立法委員に選出され，行政院政務委員（1950～1965），総統府国策顧問（1965～）などを歴任する．台湾の言語問題に関しては日本統治時代に「台湾白話字」（ローマ字による台湾語表記）を，戦後は一貫して「閩南語注音符号」の普及を提唱するなど，本省人の立場から積極的に提言を行ったが，結局成功には至らなかった．張炎憲「蔡培火的追求与失落」張漢裕主編『蔡培火全集一 家世生平与交友』財団法人呉三連台湾史料基金会，2000年.

28) 蔡培火のこの発言は，参考資料として第6次常務委員会議記録に収められている．「中華文化復興運動推行委員会第6次常務委員会議紀録」台北，中華文化復興運動推行委員会秘書処，1969年2月13日，32-33頁.

29) 「中華文化復興運動推行委員会秘書処第20次拡大処務会報紀録」台北，中華文化復興運動推行委員会秘書処，1969年12月2月2日，7頁.

30) 前掲，「中華文化復興運動推行委員会秘書処第25次拡大処務会報紀録」6頁.

31) 「中華文化復興運動推行委員会第12次常務委員会議紀録」台北，中華文化復興運動推行委員会，1970年6月9月，附件9.

32) 「加強推行国語弁法」の内容は以下の通りである．（下線は筆者）

①教育部国語推進委員会を早急に復活させること

②各県・市の国語推進会における人員経費を充実させること

③国語運動推進の目標として，

(1) 学校での国語教育を強化し，国語教師の資質を養成する

(2) 社会的な国語教育を強化し，村，工場，山地の成人及び「失学民衆」に対する補習教育を実施する

(3) テレビ及びラジオ番組の内容を改善し，外国語と方言による番組を減らし，国語による番組の増加を規定する

(4) 海外華僑のための国語教育を強化する

④党は，会議発言で国語を使用するよう民意代表に対して指示を行う

⑤各機関，学校，弁公室及び各種の公共の場所において国語を一律使用する

⑥各大会や活動の運用を通じて国語に対する民衆の興味を高める

張博宇主編『慶祝台湾光復四十週年 台湾地区国語推行資料彙編（上）』台中，台湾省政府教育庁，1988年，156-157頁.

33) 『中央日報』1970年11月27日，4版.

34) 曹逢甫，前掲書，58頁.

35) 1967年11月，「文化宣伝工作」による「民衆動員工作」を任務として中華文化復興運動の開始直後に誕生した教育部文化局は，国府が設置した初の文化政策執行機関であった．文化局は4部門（第一

処，第二処，第三処，第四処）で組織され，第一処は「一般文化工作」，第二処は「文芸の奨励と指導」，第三処は「ラジオ及びテレビ事業の管理と指導」，第四処は「映画事業の管理と補導」がそれぞれの業務範囲であった．「教育部文化局組織条例」，教育部文化局編『文化局的第 1 年』台北，教育部文化局，1968 年，8–10 頁．

36） 中華民国電視学会電視年鑑編纂委員会編『中華民国電視年鑑』台北，中華民国電視学会，1976 年，192–194 頁．

37） 「広播及電視無線電台節目輔導準則」の準則第 3 条には，「ラジオ局は国内放送に対し，その放送言語はなるべく国語を主とし，方言番組時間の比率は 50 パーセントを超えてはならない．もし，国語と方言の放送部分を個別に設ける際も，その方言番組時間の比率は，それぞれ合わせた合計の 50 パーセントを超えてはならない」と記されている．教育部文化局編『中国広播事業簡述』台北，教育部文化局，1969 年，62 頁．

38） 教育部文化局編『当前広播節目的研究改進』台北，教育部文化局，1968 年，113 頁．

39） 孫邦正「従社会教育観点談中華文化復興」，呉硫潭主編『文化復興与中華文物』台北，中国広播公司，139–141 頁．

40） 中華民国六十年新聞年鑑編纂委員会編『中華民国新聞年鑑』台北，台北市新聞記者公会，1971 年，135 頁．中国テレビ開局から 2 年後の 1971 年 10 月には，第 3 局目の中華テレビも開局する．

41） 蘇蘅『我国電視節目文化意涵的研究』台北，国立政治大学新聞研究所博士論文，1992 年，330 頁．

42） テレビに関する議論は新聞紙上においては 1970 年から 1972 年がピークであった．議論は 1970 年 6 月頃に開始し過熱化していく．例えば，自立晩報が「電視問題面面観」と題した特集記事を 6 月 10 日から 12 日間連日掲載し，また台湾日報が「漫談電視節目」と題した記事を 9 月 1 日から 54 回にも渡って掲載していることからもその議論の大きさが伺えよう．

43） 当時文化局の局長を務めていた王洪鈞も，立法委員の中には頻繁な電話攻勢でもって圧力をかけてくる者もおり，その状況下において方言番組の削減はやむを得なかったことを述べている．蘇蘅，前掲書，163 頁．

44） だが，方言番組の完全禁止を要求する立法委員に対しては，1970 年 3 月 5 日の立法院会議で「放送局収益に大きな打撃を与える」という理由から否定的見解が示された．『立法院公報』台北，立法院，1971 年 3 月 6 日，第 60 巻第 15 期，18 頁．

45） 中華民国六十年新聞年鑑編纂委員会編，前掲書，293 頁．

46） 教育部文化局編『文化局的第 5 年暨第 6 年的上半年』台北，教育部文化局，1973 年，108 頁．

47） 蘇蘅，前掲書，330 頁．

48） 文化局が廃止に至った経緯に関しては，広範囲に及ぶ業務領域にも関わらず不充分であった工作人員と経費の問題に留まらず，他の諸機関（新聞局や内政部など）との間の統轄範囲を巡る軋轢や内部抗争に加え，文化局自体の地位の低さが原因であったと言われている．楊式昭「光復後台湾重要文化政策之観察 1945–1994」『1901–2000 台湾文化百年論文集 I 』台北，国立歴史博物館，1999 年，119 頁．

49） 『自立晩報』1970 年 6 月 10 日，2 版．

50） 方言番組が国語の推進に悪影響を与える，という主張に対しては，文化復興運動に関連して，布袋戯や歌仔戯といった所謂「地方劇」は中華文化の結晶であること，また，そのような地方劇には中国の伝統的な「古音」を残す方言が用いられるべきであることが主張された．

51） 社説「持平以論電視節目内容之争」『連合報』1970 年 6 月 6 日，2 版．

52） 穆超（1907 ～ 2000）は大連出身，字を北海という．日本留学経験を持ち（明治大学博士），帰国後 1937 年から国民党の中央統計局に勤務．1941 年には孔徳成らと共に「人生哲学研究会」を創設（1941 年）．抗日戦争後の 48 年には故郷の大連に戻り立法委員に選出されるが，国民党の台湾移転に伴い台湾に移り，40 数年間に渡って立法委員を務める．また，自身の出版する雑誌『新動力』（1950 年創刊）

誌上において国語推進に関する主張を数多く掲載するなど，立法委員の中でも急進的な国語推進派であった．『国史館現蔵民国人物伝記史料彙編 第21輯』台北，国史館，2000年，478頁．

53) 穆超は自身が発行する雑誌『新動力』誌上で常に国語推進の必要性を訴えており，特に1970年の春から夏にかけては方言番組の完全禁止を主張する（穆超の立法院における発言を主とした）文章が毎号のように連続して掲載された．

54) この案は，張漢裕主編『蔡培火全集6 台湾語言相関資料（下）』台北，財団法人呉三連台湾史料基金会，2000年，275-277頁に掲載されている．

55) 立法院教育委員会第45会期第4次全体委員会議（1970年4月4日）での発言．『立法院公報』台北，立法院，第59巻第32期，1970年5月2日，20-21頁．

56) 『自立晩報』1970年6月12日，2版

57) 例えば，「国語を推進し，文化を復興する」（「推行国語，復興文化」）と題した社説が新聞紙上に掲載されるなど（『大華晩報』1969年10月27日，2版），国語推進が文化復興政策の実施に際して初めに行われるべき基礎工事であるとする論調は次第に強まっていく．

58) 閩南語による番組は特に1970年5月11日から激増したとされ，そのテレビ番組の「台湾語化」は6月4日の立法院教育委員会の中心議題となる．張潤書「広播電視与国語推行」『大華晩報』1970年6月1日8版，楊尚強「改進電視節目」『民族晩報』1970年6月5日，2版．

59) 社説「電視節目平議」『大華晩報』1970年6月5日，2版．

60) 第1回立法院第47会期第4次会議（1971年3月5日）での発言．『立法院公報』台北，立法院，第60巻第15期，1971年4月7日，16-17頁．下線箇所は，国家建設委員会による『改進我国電視節目的研究』（1972年）に引用されていることからも，その発言が与えた影響力が窺い知れる．

61) 「言語の進歩」という点で，閩南語が「中国の方言の中で最も後れた言語」であるとした穆超の主張が，「請加強加速推行国語」と題して1970年4月の『中国語文』（国民党の支援を受けた中国語文学会が発行）第26巻4期に掲載されたことからも，穆超の主張が統治エリート側の意見をある程度反映するものであったことは間違いない．

62) この蔡培火の建議は，『中国語文』誌上においても「国語推進に背き時代の潮流に見合わないもの」として厳しい批判に晒されている．王孟武「対所謂『普及閩南語注音符号』的面面観」『中国語文』第27巻第2期，1970年8月，14頁．

63) 「中華文化復興運動推行委員会第7次全体委員会議紀録」台北，中華文化復興運動推行委員会秘書処，1974年11月11日，8頁．

64) 同上，8-9頁．

65) 同上，9頁．

66) 「中華文化復興運動推行委員会臨時全体委員会議紀録」台北，中華文化復興運動推行委員会秘書処，1975年6月3日，9頁．

67) 「中華文化復興運動推行委員会第27次常務委員会議紀録」台北，中華文化復興運動推行委員会秘書処，1975年7月28日，14頁．

68) 前掲，「中華文化復興運動推行委員会第6次常務委員会議紀録」，「中華文化復興運動推行委員会第7次全体委員会議紀録」台北，中華文化復興運動推行委員会秘書処，1974年11月11日，「中華文化復興運動推行委員会臨時全体委員会議紀録」台北，中華文化復興運動推行委員会秘書処，1975年6月3日，「中華文化復興運動推行委員会第9次全体委員会議紀録」台北，中華文化復興運動推行委員会秘書処，1978年12月19日，「中華文化復興運動推行委員会第10次全体委員会議紀録」台北，中華文化復興運動推行委員会秘書処，1979年12月21日．

69) 「中華文化復興運動推行委員会秘書処第25次拡大処務会報紀録」台北，中華文化復興運動推行委員会秘書処，1970年6月2日，6頁．

70）方言番組の放送時間を 1 日 1 時間とする通達は文化局によって 1972 年 12 月に規定化されるが，本省籍人士の支持獲得を狙った蒋国経の意向により，農業新聞や制令伝達を主とする「快楽農家」（台湾テレビ）や「今日農村」（中国テレビ）といった番組に限り方言使用が明確に指示された．蘇薇，前掲書，167 頁．

71）放送関連法案の立案作業は蒋介石の指示のもと新聞局によって開始された．新聞局が作成した「電化伝播事業法（草案）」は 1967 年に立法院で審議されたが，同年秋に文化局が設立され放送及び映画関連の業務は文化局の管轄となったことで同局によって再度検討，作成されることとなる．その後，文化局による「広播法（草案）」は 1969 年末に完成し，幾度かの公聴会や検討会を経た後，1972 年に再び立法院に審議のため送られるが，1973 年 6 月に文化局が撤廃されたことに伴い，マスメディア関連業務も再び新聞局の管轄となったため，同草案も新聞局によって再度検討が行われる．その新聞局による「広播電視法」も 1974 年 3 月からの行政院での検討を経た後，1975 年 4 月に立法院に審議のため送られ，同年 12 月に立法作業を完成，1976 年 1 月に公布された．中華民国電視学会電視年鑑編纂委員会編，前掲書，209–210 頁．

72）この審議の全過程については立法院秘書処『法律案専輯第 17 輯教育（5）広播電視法案』，台北，立法院秘書処，1976 年を参照のこと．

73）張宗棟『新聞伝播法規』台北，三民書局，1978 年，293 頁．

74）穆超と魏佩蘭が提案人となって提出した一度目の修正案は次のようなものであった．
「放送局は国内の放送には国語を主とし，国語へ統一させるために方言は逐年減少させる．国語に統一される以前において，方言の占める比率は以下のとおりとする．
1. ラジオ放送の方言番組は 40 パーセントを超過してはならない．
2. テレビ放送の方言番組は 20 パーセントを超過してはならない．
放送局が国内放送の発音を国語に完全移行する期日は，新聞局が実際の状況に則して之を定める．」だが，この修正案ではラジオ及びテレビの方言番組制限に対するその具体的な数字（ラジオが 40 パーセント以内，テレビが 20 パーセント以内）が問題視され，二度目の修正案ではその二項が削除された形で再度提出された．立法院秘書処，前掲書，404 頁．

75）同上，406–408 頁．

76）同上，408–421 頁．

77）曹逢甫，前掲書，59 頁．

78）立法院秘書処，前掲書，421–422 頁．

79）中華民国七十年新聞年鑑編纂委員会編『中華民国新聞年鑑』台北，台北市新聞記者公会，1981 年，219–226 頁．

80）蘇薇，前掲書，133 頁．

81）例えば，国語日報の創設，運営など，戦後の国語運動に深く携わっていた本省籍委員の洪炎秋も，穆超と魏佩蘭が提案人となって提出した 21 条の修正案（方言を減少し，将来的には国語による放送に完全移行させるという内容）に連署した 17 人のうちの一人であった．

82）黄宣範，前掲書，359 頁．

83）第 20 条に関しては，特に外国の放送法などが参考例として取り上げられた．先進国においてテレビ放送は統一言語に限られていることなどが示され，日本，韓国，イギリス，アメリカなどがよく例として挙げられた．なかでも，イタリアではテレビ放送によって言語統一が達成されたとする例が頻繁に紹介された．

84）張博宇主編『慶祝台湾光復四十週年　台湾地区国語推行資料彙編（下）』台中，台湾省政府教育庁，1988 年，398 頁．

85）中国語文学会は，1952 年に王寿康，毛子水，劉真，丁治磐，包明叔，陳紀瀅，斉鉄恨，何容，李辰

冬，王星舟，謝冰瑩，洪炎秋，孫邦正，朱介凡，張希文，高明，程発軔，趙友培など50数人の文化教育界の人士によって組織され，1953年5月31日に正式発足した．同会は1970年頃までに会員400数人，学校団体会員2459校，フィリピンに分会を有するまでに成長した．程発軔主編『六十年来之国学 第二冊語言文字学之部』台北，正中書局，1971年，551頁．

86) その例は実に枚挙に暇がないが，最たるものとしては王孟武による「方言播音与推行国語」（『中国語文』第26巻第2期，1970年2月）が挙げられよう．そこでは，「所かまわず痰を吐くことは実に不衛生である…」という文章から始まり，「痰」を方言，「文明」を「国語」と重ね合わせることによって，メディアにおける方言放送が如何に国語の推進を妨げ，国家の近代化を妨げているかということが訴えられている．

87) このことは，省籍に関わらず言える事であろう．例えば，王孟武を始め，『中国語文』誌上で，国語イデオロギーに基づく価値観から方言使用を非難する文章の多くは本省籍の人士によって書かれたものが少なくなく，また穆超も立法院における質疑では，台湾人の友人による意見として，方言の非効率性（完全な文字表記が不可能であることによる）といったマイナス面をよく訴えていた．

88) 李壬癸「当前国語，方言政策的検討」，黄沛栄編『当前語文問題論文集』台北，国立台湾大学中国文学系，1994年，159頁．

89) 「中華文化復興運動推行委員会第9次全委員会議紀録」台北，中華文化復興運動推行委員会秘書処，1978年12月19日，16–17頁．

90) 「中華文化復興運動推行委員会第10次全委員会議紀録」台北，中華文化復興運動推行委員会秘書処，1979年12月21日，10–11頁．

91) 同上，12–13頁．

92) 李壬癸，前掲書，158頁．

93) 1993年7月14日，放送テレビ法の第20条の規定は削除され，新しい条文に「国内放送の放送言語は本国の言語を主とする」こと，並びに「少数民族の言語」或いは「他の少数エスニック・グループの言語」による放送の機会を保障し，「特定の言語に対する制限を設けない」ことが盛り込まれた．黄宣範，前掲論文「近五十年台湾語言政策的変遷」，39頁．

94) 中国新聞学会編『90年代我国新聞広播事業』台北，風雲論壇出版社，1997年，17頁．

95) Hsiau, A–chin. 2000. Contemporary Taiwanese Cultural Nationalism. London and New York: Routledge, pp. 125–127.

[付記]

本稿は，2002年6月8日に名古屋国際会議場で行われた日本台湾学会第4回学術大会分科会No. 1・2（「脱中国化と文化的ヘゲモニーの変遷」，座長：本田親史）における報告に加筆・修正したものである．同分科会会場において貴重なご意見を戴いた皆様，及び数々の重要なご指摘を戴いた『日本台湾学会報』のレフェリーの方々に，この場を借りて深く御礼を申し上げたい．